

普通河川及び水路の占用事務取扱要領

(趣旨)

第1条 川崎市下水道条例第21条及び第34条の規定に基づき、占用許可をする場合は、法令その他別に定めるものを除くほかこの要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 普通河川

別添「普通河川一覧表」のとおり、市長が管理している準用河川以外の河川をいう。

(2) 水路

河川、準用河川及び普通河川を除いた治水上必要な行政財産をいう。

(占用許可方針)

第3条 普通河川及び水路の敷地は、治水上必要な行政財産であるが、社会経済上必要やむを得ず占用を許可するときは、次の各号に掲げる事項に留意し、処理するものとする。

(1) 都市施設の一部として周囲の状況に対応したもので、安全な構造のものとするよう指導すること。

(2) 河川、公共下水道、道路、公園等の公共性の高い事業の円滑な実施に資するよう調整に努めること。

(3) 公益上の必要によって占用許可の更新を拒否しても、損失補償の問題が生じないよう申請の内容を十分審査すること。

(占用許可基準)

第4条 占用の許可は、当該占用の期間内に目的を達成するための必要最小限

度の内容とし、次の各号に掲げる基準に適合すること。

(1) 許可の対象は次のとおりである。

ア 通路等、流路を現状のままで使用するもの

イ 橋、鉄道施設、自転車等駐車場、電柱、水道管、下水道管等工作物を設置するもの

ウ 公共性又は公益性のある事業又は活動のため、敷地を利用するもの

エ 一時的占有

(2) 申請者の資格は、次のとおりである。

ア 公共団体又は公共的団体であること。

イ 占有する箇所に隣接する土地の所有者又は借地権者及び家屋の借家人であること。

ウ 正規の手続を経て行う工作物の設置者又は工事等の施工者であること。

(3) 許可の一般的要件は、次のとおりである。

ア 占有は、横断占有を原則とし、原状の施設の断面を減少しないこと。

イ 既設の施設物の上に直接橋桁等を架設しないこと。

ウ 本市の改修計画等に適合すること。

エ 橋の幅員は、6メートル以内を原則とする。ただし、事情やむを得ない場合は、必要最小限度とすること。

オ 占有物件は、普通河川及び水路の維持管理に支障のない構造とすること。

(4) 占有の許可期間は、川崎市下水道条例第23条に基づき、3年以内において、必要最小限度とすること。

(5) その他特殊なものについては、事前に関係所管課と協議すること。

(申請に対する処分に係る標準処理期間)

第5条 下水道（用水路）敷占有許可申請に基づいて行う事務に係る標準処理

期間（川崎市行政手続条例第6条の標準処理期間）は30日とする。

附 則

この要領は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

普通河川一覧表

河川名	起 点 終 点 (番 地)	起 点 終 点 (目標地点)
二ヶ領用水 (円筒分水 下流)	高津区久地340番地先 幸区鹿島田1023番地先	円筒分水 大師堀、町田堀分岐点
山下川	多摩区菅馬場2丁目5497番地先 多摩区生田2丁目921番地先	1号、2号雨水幹線流入点 二ヶ領本川合流点
旧三沢川	多摩区菅仙谷1丁目715番地先 多摩区菅馬場1丁目3779番地先	管理用橋下流端 三沢川橋下流端
平瀬川支川	麻生区東百合ヶ丘3丁目7570番地先 多摩区長沢4丁目1番地先	水路(暗渠)流入点 生田高校前無名橋上流端
三沢川	麻生区黒川1845番地先 麻生区黒川212番地先	無名橋下流端 3号雨水幹線流入点
渋川	中原区今井南町401番地先 幸区矢上957番地先	二ヶ領用水(円筒分水下流)分岐点 矢上川合流点
江川	中原区新城3丁目276番地先 中原区井田919番地先	水路(暗渠)流入点 矢上川合流点
矢上川	宮前区土橋4丁目20番地先 宮前区土橋1丁目3番地先	1号、2号、3号雨水幹線流入点 5号雨水幹線流入点
有馬川	宮前区有馬8丁目4番地先 宮前区東有馬4丁目3192番地先	国道246号線下流端 無名橋下流端
早野川	麻生区王禅寺591番地先 麻生区早野537番地先	水路流入点 無名橋下流端
真福寺川	麻生区王禅寺2315番地先 麻生区下麻生967番地先	無名橋上流端 公道下流端
片平川	麻生区栗木379番地先 麻生区栗木197番地先	水路(暗渠)流入点 水路(暗渠)流入点